資料６

平成１９年度ＰＣＢ廃棄物処理に関する取組の経過

５月１５日　北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議委員委嘱
任期：平成２０年度末まで（学識経験者、関係団体及び公募委員１５名）

５月２１日　第７回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議開催
・環境モニタリング計画内容（北海道）
・処理事業の進捗状況、試運転の状況（ＪＥＳＣＯ）
・ＰＣＢ汚染物等の処理（環境省）
・処理施設見学

８月　１日　第８回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議開催
・処理事業の進捗状況、操業開始時期の変更（ＪＥＳＣＯ）
・ＰＣＢ汚染物等の処理に関する検討状況（ＪＥＳＣＯ）
・環境モニタリング測定結果（北海道）

８月　８日　第１０回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る広域協議会開催
（処理事業の進捗状況、処理施設の増設、環境モニタリング）
北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に関する説明会開催
（別紙１のとおり）

１０月　１日　広報むろらん１０月号（北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業）
（別紙２のとおり）

１０月　２日　ＰＣＢ廃棄物処理に関するセミナー開催
（別紙３のとおり）

１０月１０日　第９回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議開催

【予定】
１０月１９日　ＰＣＢ処理情報センター開所式
第１１回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る広域協議会開催

別紙１

ＰＣＢ廃棄物処理事業に関する説明会開催結果概要

１　日　時　　平成１９年８月８日（水）１８：３０～２０：４５
２　場　所　　室蘭市市民会館（室蘭市輪西町２丁目５番１号）
３　出席者　　６１名
４　議事
（１）国内のＰＣＢ廃棄物の処理状況について
（２）北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗状況について
（３）ＰＣＢ汚染物の処理について
（４）質疑応答

《主な質疑応答》
○ＰＣＢ廃棄物保管量について
Ｑ．ＰＣＢ廃棄物保管量を適正に把握するため、保管事業者からの報告のみではなく、製造段階からの調査等が必要と考える。
Ａ．（環境省）
保管量については、届出の徹底を指導することと併せ、種々の情報の活用とその他可能な手段について検討し、引き続き適正な把握に努める。

○設計、施工について
Ｑ．溶接に関して、設計段階でどのような技術基準を求めたか。
また、溶接作業を行う者について、資格の確認行っているか。
Ａ．（ＪＥＳＣＯ）
設計段階で、材質や内容物またそれに対応する溶接等についての基準表を作成し、これに従い施工するものとした。
なお、溶接後の検査において、溶接箇所を外観やＸ線検査により抽出確認したが、検査完了後不具合が発見された。このため抽出ではなく全数検査を実施することとした。
溶接作業を行う者の採用にあたり、資格の確認はもとより、技術検定を実施している。

○増設等について
Ｑ．これまで、ＰＣＢ汚染物を室蘭で処理すると説明された覚えがなく、納得がいかない。
Ａ．（北海道）
道のＰＣＢ廃棄物処理計画では、道と東北等１５県のＰＣＢ廃棄物のすべて（約４，０００トン）を処理するという考え方にたっており、計画策定時から説明している。
しかし、当時はＰＣＢ汚染物の処理方式等がはっきりしていなかったため、国の動向等を見ながら対応したいとの説明に終始し、わかりやすさに欠けたきらいがあったことは、認めて陳謝する。

Ｑ．日処理量（道内分０．２トン、１５県に拡大後１．８トン）は、ＰＣＢ汚染物の量を含んでいるのか。
Ａ．（北海道）
含んでいない。
（意見）事業の実施は、住民説明会を複数回開催し、地元理解を得てからとすることが、市民、行政双方によいことと考える。
（意見）ＰＣＢ廃棄物はすべて室蘭の施設で処理されると認識している。法に基づく処理期限が決まっていることから、早期に国の基本計画に位置づけ処理を進めるとともに、施設の建設や運営について、これまで以上に地域密着型の事業として地元企業の活用を願う。

○情報提供について
Ｑ．情報提供は、ホームページ等の電子情報に限らず、サービスセンターでの閲覧や広報の活用等を含め、市民にわかりやすいものとして欲しい。
Ａ．（北海道）
御意見をふまえ、これからもわかりやすい情報提供に努めて参りたい。

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業

本格稼働時期の延期と施設の増設を検討中

本格稼働時期が来年４月（予定）になるＰＣＢ廃棄物処理施設

**10月に予定していた
ＰＣＢ廃棄物処理施設の本格稼働時期が、
来年４月（予定）になります。
また処理方針の決まっていなかった
安定器(蛍光灯などに使用)などを処理する
ＰＣＢ汚染物等の処理施設も、
増設することで検討しています。
10月号では、
ＰＣＢ廃棄物処理施設の本格稼働時期の延期と
施設増設についてお知らせします。**

ＰＣＢ廃棄物処理施設の本格稼働は来年４月（予定）に延期

今年10月の操業に向けて、３月から安全操業に向けた試運転を実施していましたが、国内の他施設の経験を反映し、安全性などを一層高めるための工事を実施しています。

このことから本格稼働の開始が来年４月（予定）に延期されることになりました。

※安全性などを一層高めるための工事とは、処理施設内において、飛散防止用カバー等の増設や監視測定装置の追加など、処理施設内外でのＰＣＢの漏えいに直結する可能性がある項目の対応工事が主なものです。

平成27年３月までにすべての処理を行う予定

操業開始時期は遅れますが、予定していた年間の稼働日数を見直し、当初計画のとおり、道内分は平成25年３月までに、東北・北関東・甲信越・北陸の15県分は平成27年３月までに、処理対象であるトランス（変圧器）やコンデンサ（蓄電器）などの、すべての処理を行う予定です。

コンデンサ

トランス

PCB汚染物を処理できる施設の増設を検討中

北海道PCB廃棄物処理事業では、事業対象区域内（北海道、東北など15県分）のすべてのPCB廃棄物（PCB含有量約4千トン）の処理を行う計画です。

既に仲町に建設しているPCB廃棄物処理施設は、環境への影響が極めて大きくPCB廃棄物の大部分を占めるトランスやコンデンサなどの大型電気機器類（重量10キログラム以上）やPCB油などを処理する施設です。

このほかに環境省は、すでに建設している施設では処理できない安定器やノンカーボン紙（感圧複写紙）などのPCB汚染物を処理するために、処理施設の増設を検討しています。

PCB汚染物の処理方式

処理方式は、日本環境安全事業㈱（JESCO（ジェスコ））が決定していきますが、次の条件を前提としています。

・安定器やウエスなどのPCB汚染物の種類に関わらず、一括して分解処理ができる（種類）ごとに分離して処理するほうが合理的な場合はその限りではない）

・PCB汚染物の大きさや含水率などが問題とならず分解処理ができる

・基本的に自動制御方式である処理システムとする

・搬入ロット（ごとに種類、性状が多様など

PCB汚染物の処理量

北海道PCB廃棄物処理事業対象区域（北海道、東北など15県分）内のPCB汚染物等の重量は、合計約4千500トン（小型コンデンサや安定器が3千400トン超）で、その内PCB含有量は約110トン（小型コンデンサや安定器が105トン超）と推定されます。

また、PCB廃棄物処理施設での作業時に生じる手袋や排気時のセーフティネットに利用した廃活性炭などのPCB汚染物（約200トン。廃活性炭が主）を増設施設で処理することを検討しています。

増設施設で処理するPCB汚染物等

・小型電気機器（蛍光灯用安定器、小型コンデンサなど）

蛍光灯用安定器

安定器に入っているコンデンサ

・ノンカーボン紙（感圧複写紙）
・ウエス（PCBなどをふき取った布）
・PCBを含む汚泥
など

《詳細》市・産業振興課（環境産業）☎㉕2704
北海道環境生活部環境局循環型社会推進課　☎011-231-4111（内線24312）

別紙３

「ＰＣＢ廃棄物処理に関するセミナー」開催結果概要

１　日　時　　平成１９年１０月２日（火）　１８：００～２０：００

２　場　所　　蓬峅殿（室蘭市宮の森町１丁目１番）

３　出席者　　４６名

４　議　事
（１）国内のＰＣＢ廃棄物の処理状況について
（２）ＰＣＢ廃棄物処理技術について
（３）北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業について
（４）質疑応答

《主な質疑応答》
Ｑ．低濃度ＰＣＢ汚染物の処理に関して、現在、処理する方法としてどのようなことを具体的に考えているのか。トランス本体と油を一体で処理するのか、油のみで処理するのか。
Ａ．（環境省）低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関しては、中央環境審議会に専門委員会を設置し、検討を進めている。年度内に何らかの結論を出したい。処理の方法については、安全かつ確実に処理を進めていくための方法を検討している。
（意見）対象となる電気機器等については老朽化が進んでおり、取替えが必要な場合もあるので、早急に検討の上、取扱を定めてもらいたい。

Ｑ．パブリックコメントでの意見はどのように取り扱われるのか。
Ａ．（環境省）期限内に寄せられた意見について、整理し、環境省の考え方、反映状況について取りまとめて公表する。

Ｑ．前回の説明会において、ＰＣＢ廃棄物の把握方法について検討したいとのことだったが、現状について御説明願いたい。
Ａ．（環境省）どのような方法が考えられるか、検討を行っているところ。

Ｑ．操業開始が６ヶ月遅れたが、その間の人件費はどこが負担するのか。計画、発注段階のチェックが甘かったのではないかと思われるが、この責任は誰が取るのか。
Ａ．（ＪＥＳＣＯ）処理建設費の一部については、国庫補助を受けているが、ＪＥＳＣＯは、民間会社なので、その他の費用については、税金ではなく、銀行からの借り入れを行い、処理料金で返済していくこととしている。
　一義的には、工事施工者の責任ではあるが、施工に当たって検査体制等を監督していたＪＥＳＣＯの責任もあると感じている。
（意見）後発の北海道事業が、他事業所のノウハウを吸収できなかったのが残念であり、事業に不安も感じている。